

## [28] 近現代の宮家皇族

### 「一代皇族制から永世皇族制へ」

慶應4年(1868)4月に皇親の範囲が定められ、江戸時代の四親王家の嫡子は從前通り天皇の養子として親王位下を受けるが、新設の宮家については一代のみ親王どり、二代目以降は臣籍に下すという。一代皇族制を採用し、臣籍降下に際してはとくに華族に列すると定めた。

ところが新立の宮家の中には、聖謹院官(山階宮・北白川宮)の各宮家のように、兄弟間で宮家を繼承させ、存続を図ろうとした家もあった。一方、特旨をもつて子供を皇親に列する例が成立した。華頂宮家には、王子に宮家の繼承を認め、さらに東伏見宮嘉慶親王を世襲皇族とし、山階宮見親王を二代皇族とした。また梨本宮守脩親王が薨去すると繼嗣の菊麿王を宮と称することを認めていた。

すなわち、伏見宮、椎宮、有栖川宮、閑院宮の四親王家に加え、幕末維新期において才能のある宮門跡を賜りさせて政治参加させ、新たな皇族家が増設された。伏見宮系統にあつた青蓮院官(中川宮・賀陽宮)の久邇宮朝彦親王、鶴修寺官(山階宮景親王)、仁和寺官(東伏見宮・

のち小松宮彰仁親王)、聖謹院官(聖謹院官景親王)、知恩院官(聖頂宮忠義親王)、樺井官(梨本宮守脩親王)、照高院官(北白川宮智成親王)、輪王寺官(北白川宮龍久親王)らが次々と選俗し、その後特例でなし崩しとなり、明治22年(1889)由宇典範(由宇典範)創定の永世皇族制(世数を問わず子孫はすべて皇族となる)となつた。

他方、明治6年(1873)12月10日、皇族は「古今海陸軍に槍事」とされ、以後、昭和20年(1945)の帝國軍隊崩壊までの二年間に、陸軍には、有栖川宮威仁親王ら一八名、海軍には有栖川宮威仁親王七名の計二五名が配属される。皇族にも病院慰問や包帯巻きなど軍事援護につとめた。

ところで、当時、明治天皇の世系の皇族男子は、嘉仁親王のみであり、ほかの皇族男子は、四親王と選俗した親王およびその子孫で構成されていた。その主流は伏見宮家と、その分家である久邇宮家であった。なかでも伏見宮那家親王の子だけで、久邇宮、東伏見宮、北白川宮、小松宮、東伏見宮、華頂宮の六宮家を新設し、彼らもみな親王となつた。さらに、久邇宮を新設した朝彦親王の子が賀陽宮

の内子内親王の内事を監督してことなり、また、朝彦親王の四男守正王も継承者の絶えた梨本宮家を嗣いだ。

こうした宮家増大は経費もかかり、また、明治天皇在世中の明治38年(1905)までに御宮官(昭和天皇)、源宮(秋宮)、父宮(嘉仁親王)、光宮(高松宮宣仁親王)の三皇孫が生まれていた。そこで、明治40年(1907)2月1日には皇族男子の情願による臣籍降下を認める由宇典範(由宇典範)増補(部分改正)を公布した。大正9年(1920)には内規として「皇族の降下に関する施行通則」を制定、「情願をなさざるときは長子孫の四世以内を除く外甥間に依り其名を賜ひ華族に列す」とし、伏見宮那家親王の子を一世として次系五世以下の子孫である王は皇位を繼承しない限り、長子孫の系統でも臣籍降下することとなつた。

この間、新宮家創設もあり、竹田宮(朝彦親王)の内子内親王の三家が、旧典範創定から一七年後の明治40年(1907)に新設される。これは翌明治40年(1907)に臣籍降下をみとめる旧典範増補が創定されるに先立つた「かけこみ的宮家創設」ともいわれる。他方、この三家にはそれぞれ、内子内親王(明治天皇の六女)、允子内親王(同八女)、懿子内親王(同九女)が嫁いでいる。とくに竹田宮家の場合は、宮家創

設前に内子内親王との姫婿が内定しており、内親王の娘さ先としての新宮家創設とみなされている。この三宮家設置以後、直宮をのぞけば、新宮家の創設はないが、韓国併合後に皇室一族が皇族に準じた王公族となつた。

一方、桂宮、有栖川宮、華頂宮、小松宮の四家は繼嗣が絶え、明治から大正に消滅した。そして、敗戦後に王公族は廢止、直宮以外の一ノ宮家が皇籍を離脱した。

天皇および皇族から出生した者は世数によらず皇族とする永世皇族制は、明治の由宇典範で採用され、「皇子より皇女孫に至るまでは男を親王(女を内親王)」「五世以下は男を王(女を女王)」と明記された。その後、皇族の増加に対処するため典範増補などで臣籍降下規定を設置して世数限定期間となつた。なお、戦後の新典範では、天皇の子と孫を親王・内親王、曾孫以下を王・女王とし、内世数皇族制である。

**旧宮家皇族** 明治天皇の世系ではない傍系の皇族のこと。戦後の内廷皇族に対する宮家皇族とは異なり直宮をふくまない。明治前において天皇の皇系男子は皇太子・嘉仁親王ひとりであったが、それ以前の天皇から分かれた傍系の皇族はのべ一五宮家あった。そのうち、繩枢がもつとも近いのは桂宮(内親王)であつた源子内親王(圓仁孝天皇三女)で実

系三親等（三世）であった。次いで近いのが有栖川宮熾仁親王で、熾仁親王の尊属五親等が明治天皇の実系七親等である。豊元天皇であり、熾仁親王と明治天皇は二親等の隔たりがある。この有栖川宮家も熾仁親王の跡を繼いた威信仁親王の男子兼仁王が早世して繼嗣がなく廃絶した。

結局、残る一二宮家は、実質的には伏見宮和氣親王の子孫であり、明治天皇と邦家親王とは、伏見宮家の二代貞成親王を同じ祖とする。つまり、貞成親王の王子彦仁王が後花園天皇となり、その弟が伏見宮家四代貞常親王となる。明治天皇から貞成親王まで実系で一六親等の隔たりがある。旧『皇室典範』の規定にかかわらず、明治天皇とほかの親王との間にはすでに数寄手の隔たりがあったのである。直宮 天皇の直系の兄弟や子孫の皇族。男子は親王、女子は内親王。明治天皇には五男一女が生まれたが多くは夭折し、一男と四女が直宮として成人。一男の嘉仁親王はのちの大正天皇、四内親王の當宮（竹田宮恒久王妃昌子）、周宮（北白川宮成久王妃房子）、富美宮（朝香宮鳩彦王妃允子）、泰宮（東久邇宮稔彦王妃聰子）は皇族妃となつた。大正天皇には皇后節子との間に四男が生まれ、迎宮（裕仁親王、昭和天皇）、溥宮（秩父宮雍仁親王）、光宮（高松宮宣仁親王）、瀧宮（三笠宮崇仁親王）と称した。

定めたことが影響している。

昭和22年（昭和）10月に、第二次世界大戦後の占領下という特殊な事情により、室町時代以来の伏見宮家をはじめ、江戸時代に設立された閑院宮家、明治維新後に設立された宮家など、合わせて一二宮家五一名が一齐に籍を廃絶した。しかし、大正天皇の直宮である秩父宮・高松宮・三笠宮は従前通り皇籍に留まつた。

伏見宮 応永16年（1409）に誕生光天皇の皇子である栄仁親王が伏見御領にもどり伏見殿と称されたことにはじまる。伏見宮第三代の貞成親王の第一王子彦仁王が嫡子のない。稱光天皇の後を繼いで後花園天皇となり以後の当位をつなぎだ。他方、第二王子の貞常王が兄の即位により新王となつて伏見宮を繼承しその系統が明治まで続いた。その第二〇代邦家親王に男子が多く、山野・山雲が当家を継いだ他、九人が宮家を創立・相続し、近代皇族となつた。山階宮晃、聖護院宮嘉言、久邇宮朝彦、小松宮彰仁、北白川宮能久、華頂宮博経、北白川智成、閑院宮載仁、東伏見宮依仁などである。

明治に伏見宮第二代と三四代の当主となつた貞愛親王は馬術、圍碁、音楽、弓術、擣球、書道、書画、刀劍、木石花卉などを趣味とし、別邸に矢場や擣球場を設けた。また、

昭和天皇には二男五女があり、長男は鑑宮（明仁親王、平成の天皇・上皇）、二男は義宮（常陸宮正仁親王）、四内親王は照宮（東久邇宮稔彦王妃成子）、孝宮（鷹司平通夫入和子）、順宮（池田隆政夫人弓子）、清宮（島津久永夫人貴子）であつた。なお、二女久宮（祐子）は夭折している。

宮家の断絶 宮家が創設される一方で、繼承者が不在のために断絶を余儀なくされた宮家の例も若干ある。

明治維新とともに遷化した聖護院宮嘉言親王がわずか八ヵ月後に薨去したため、聖護院宮家が断絶したのをはじめ、江戸時代に創設された桂宮家や有栖川宮家の断絶もその例である。桂宮の場合は、江戸時代末に宮家を繼承した圓仁孝天皇の皇子節仁親王が早世、このため親王の姉・誠子内親王が女性で初めて宮家を繼承し当主となつたが、明治14年（1881）に内親王が薨去した後は繼嗣がなく宮家は断絶している。同じく江戸時代に設立された有栖川宮家の場合は、大正2年（1913）に威仁親王が病に罹り、繼嗣が不在のため断絶を余儀なくされた。

このほか明治36年（1903）小松宮彰仁親王の薨去により、また大正13年（1924）華頂宮博忠王の薨去により、ともに繼嗣がなく、断絶を余儀なくされた。それには明治22年（1890）制定の『皇室典範』で皇族は養子をとることができないと

山愛親王をはじめとするこれら近代皇族とその子弟は多くが陸海軍軍人となり、近代日本の对外戦争に重要な役割を果たした。なかでも昭和期の軍令部総長（海軍）となつた伏見宮第二代博恭王と、參謀総長（陸軍）となつた閑院宮第六代載仁は、大正天皇の昭和天皇より年長であり、戦争指導に大きな影響を与えた。伏見宮家は昭和22年（1947）の皇籍離脱で廃絶するまで五二八年続いた。

桂宮 天正18年（1590）に八条宮（桂宮）が創設され、翌年、八条宮智仁が親王となつた。初代の智仁親王は、豊臣秀吉の側子となつたが、秀吉と淀君の間に鶴松が誕生したため、縁を解消されて、八条宮の当主となり、智仁と命名された。智仁は『古今和歌集』の極伝を授受され、これを甥の圓後水忠天皇に伝えた。また選庭にも優れ、下桂村に別邸（現在の桂離宮）を造営したことから、八条宮はのちに桂宮と称された。この宮家は代々の当主が早世し後嗣にめぐまれず、当主在位の期間も多かつた。第一代の皇女源氏内親王が薨去し、当宮は一九一年の歴史を閉じた。

なお、昭和6年（1931）に三笠宮崇仁親王第二王子の宣仁親王がそのお印の「桂」にならみ桂宮を創設したが、両宮家の間に直接の関係はない。

**有栖川宮** 寛永2年(1625)に創設。はじめは後陽成天皇の皇子である好仁親王が、養母の御所高松殿に山来する高松宮を称した。その後、九年の空位があり、後水尾天皇の皇子である良仁親王が一代目となつた。しかし、後光明天皇が皇嗣なく崩御したため良仁親王が皇統を継いで、後西天皇となり、官家は再び空位となつた。四年後に後西天皇の皇子の幸仁親王が三代目を継いで、寛文12年(1672)に高松宮の称号を有栖川宮と改めた。

五代目の職仁親王は和歌と書道にすぐれ、有栖川流の祖と称された。有栖川流を確立した八代目の職仁親王は、明治元年(1868)布告された「五箇条の御誓文」を起草している。九代目の職仁は明治維新の戊辰戦争で東洋大艦督となり、西南戦争では征討艦督となるなど、近代國家創設に大きな役割を果たした。皇太子(天正天皇)輔導をつとめた一〇代目の職仁親王は、大正2年(1913)に男子の継嗣なく薨去したので、光宣宮仁親王が高松宮となり祭祀を繼承。大正12年(1923)に職仁親王の嫡子妃が薨去し、二四一年続いた有栖川宮の称号は消滅した。

**閑院宮** 享保3年(1718)に、西園山天皇の皇子である參宮が初代閑院宮となり直にと命名された。当時、天皇の近親の皇族男子がほとんど出家しており、皇統の断絶を危惧した新

井白石が將軍に新宮家創設を建議したことによる(→立)。順後桃園天皇が三歳で早世したため、二代目の典仁親王の王子兼仁王が一〇歳で皇統を繼承。明治天皇となつた。五代目の愛仁親王は天保13年(1842)に後嗣なく早世したため、四代目の孝仁親王の妃が官家を繼承し、明治5年(1872)に伏見宮家親王の王子が職仁となり、しばらく中止していた閑院宮六代目を繼承した。職仁親王は陸軍軍人で昭和初期に參謀総長をつとめた。官家は昭和22年(1947)の皇籍離脱により廃絶するまで二二九年続いた。

**久邇宮** 明治8年(1875)、伏見宮家親王の第四王子が朝彦親王となり創設。朝彦親王は幕末に慶喜を支持したため讐恨処分を受け、のちに神宮祭主となつた。二代目の邦彦王子は陸軍大将となり、その長女貞子女王が昭和天皇の皇后となつた。官家は昭和22年(1947)の皇籍離脱により廃絶するまで七二年続いた。

**山階宮** 元治元年(1864)、伏見宮家親王の第一王子が見親王となり創設。二代目の武彦王子は海軍航空隊に籍を置き「空の宮様」と称されたが、関東大震災で懷妊中の妃を亡くし、精神状態が不安定になった。武彦には山階鳥類研究所を開設した方角など四人の弟がいたが、みな皇籍を離れて華族になっており、継嗣がいなかつた。官家は皇籍離脱ま

の王子が大嘗帝岡最後のゆふ子であつた李琪(リキ)に嫁いだ。官家は皇籍離脱まで七七年続いた。

**小笠宮** 伏見宮家親王の第八王子が嘉彰親王となり、はじめ仁和寺宮と称し、のち東伏見宮と改め、イギリスに留学、帰国後に歐州にならう皇族が率先して軍務につくことを奨励した。明治15年(1882)に仁和寺の隣で小笠宮を創設、名も彰仁と改め、元陸軍大將となり、天皇の名代として英國国王戴冠式に参列。明治36年(1903)、継嗣なく官家は二年で廃絶。然程は小笠侯爵家が継いだ。

**實隱宮** 明治36年(1903)、久邇宮朝彦親王第三王子の邦憲王子により創設。朝彦親王の旧官名であり、邸内の大松の老樹に由来するという。父の後に神宮祭主をつとめた。孫日仁恒王子は陸軍中将。官家は皇籍離脱まで四七年続いた。

**伏見宮** 明治36年(1903)、伏見宮家の第一七王子で、小笠宮彰仁親王の嫡子となつていた依仁親王が、小笠宮家の繼承を止められて創設。継嗣なく大正11年(1922)に薨去後、昭和6年(1931)に末子伏見伯爵家が祭祀を継ぐ。官家は周子妃が文え、皇籍離脱まで四四年続いた。

**竹田宮** 明治39年(1906)、北白川宮能久親王の第一王子である恒久王により創設。明治41年(1908)に明治天皇の皇后昌子内親王を妃とし、陸軍少将となる。二代目の恒徳王も陸

**重臣宮** 明治9年(1876)、伏見宮家親王の第二王子が博経親王となり創設。二代目博厚親王に嗣子がなく、伏見宮貞愛親王の王子博恭王が三代目となるも、伏見宮家の後嗣が病弱のため伏見宮に復帰し、博恭王の王子博忠王が四代目となつた。大正13年(1924)博忠王が継嗣ないまま早世して廃絶。祭祀は華頂侯爵家が継いだ。

**守正宮** 伏見宮家親王の第一王子が守成親王となり、明治元年(1868)照高殿宮を称し、同3年(1871)に改称して創設。一代目の能久親王は幕末に幕府側に擁されて、謹慎となる。明治28年(1895)に近衛師団長として日清戦争に従軍し、台湾で戦病死。三代目の成久王はフランスで自動車事故により死亡。四代目の承久王は日中戦争の際に駆逐艦方面で不時着してきた軍用機の翼に接触して死亡。二代紀いた当主の不幸に「悲劇の宮家」とも称されたが、戦後の昭和34年(1959)靖國神社に特別合祀された。官家は皇籍離脱まで七七年続いた。

**梨本宮** 明治3年(1870)、伏見宮貞敬親王の王子守脩親王(邦家親王の弟)が梶井宮を改称して創設。二代目は山階宮親王の王子篠磨王、三代目は伏見宮朝彦親王の王子守正王と、養子継承が続いた。守正王には王子がなく、長女

軍中佐となり、昭和22年(1947)に皇籍を離脱し、その後は国際オリンピック委員会理事などをつとめた。皇籍離脱まで四年続いた。

**朝香宮** 明治39年(1906)、久邇宮朝彌親王の第八王子である鳩彦王により創設。明治43年(1910)に明治天皇の皇女允子内親王を妃とする。フランスで交通事故により重傷となる。療養中にアル・テコ様式にふれ、帰國後の古跡建築(現在の東京都庭園美術館)にいかされた。のち陸軍大将となり、昭和22年(1947)に皇籍離脱。

**東久邇宮** 明治39年(1906)、久邇宮朝彌親王の第九王子である鶴彦王により創設。大正4年(1915)に明治天皇の皇女恵子内親王を妃とする。長くフランスに滞在し、のち陸軍大将となり、昭和20年(1945)にはじめての皇族内閣を組織した。昭和22年(1947)に皇籍を離脱後、新興宗教の教祖となるなど話題を集めた。

### 【大正天皇の宣宮】

大正2年(1913)に有栖川宮家が断絶を余儀なくされたとき、天皇第三皇子宣仁親王に高松宮号を与え、有栖川宮家の祭祀を繼承させた。その後、第二皇子の鷹仁親王および第四皇子の悠仁親王は、それぞれ秋宮・三笠宮の宮号を与えられた。

**【桂宮】** 昭和19年(1944)9月40日、昭和天皇帝の孫の桂宮仁親王が津村卓士と結婚した際に創設。山米櫻上を同守(太守)に任命した常陸国(茨城県)にちなんで命名。親王は人気漫画の「火星ちゃん」の愛称で親しまれ、歯の研究に尽力し高松宮妃歯研究基金懸賞などをつとめている。

### 【戦後創設の宮家】

**【桂宮】** 三笠宮崇仁親王の第二男子の宣仁親王は、昭和6年(1931)、未婚のまま独立して宮号を与えられた。お印「桂」にちなんで命名。かつての桂宮とのつながりはない。宣仁親王は昭和60年(1985)までNHKに勤務(嘱託)の経験があり、日豪協会懸賞などもつとめた。しかし、急性硬膜下血腫で車椅子の生活を余儀なくされ、平成26年(2014)に急逝した。

**【高円宮】** 三笠宮崇仁親王の第三男子の悠仁親王は、昭和59年(1984)に鳥取久子と結婚した際に、宮号を与えられた。奈良市の中井山にちなんで命名。久子妃との間に、承子、典子、千秋の三女王をもうけたが、男子はない。平成14年(2002)年、スカッシュ練習中に心不全で倒れ急逝したので、久子妃が宮家を預かっている。

**【悠仁親王】** 平成の天皇の第二皇子で、令和の天皇の弟である。悠仁親王は、平成2年(1990)に川嶋紀子と結婚して宮家を創

**【秋父宮】** 大正11年(1922)6月25日、大正天皇第1皇子の淳宮彌仁親王の10歳の成人式に際して創設。武藏国の秩父嶺にちなんで命名。継嗣なく成7年(1912)に勢津子妃が薨去して廃絶。

**【高松宮】** 高松宮は有栖川宮の祖である好仁親王が与えられた称号。大正2年(1913)有栖川宮家の廢絶を惜しんだ天皇が、同家の祭祀を繼承させるため第三皇子の光宮宣仁親王に宮号を与えて、創設された。継嗣なく平成6年(1994)に喜久子妃が薨去して廃絶。

**【白室宮】** 昭和10年(1935)12月2日、大正天皇第四皇子の澄宮彌仁親王が10歳の成人式に際して創設。奈良の三笠山にちなんで命名。戦時中は陸軍軍人として活躍。戦後は古代オリエント史の研究者として業績を重ね、学問的立場から紀元節の復活に反対した。

長男の鷹仁親王は麻生信子と結婚して独立の生活を営み、二女をもうけたが、平成24年(2012)に薨去。三笠宮は桂宮仁親王、高円宮憲仁親王の二人の親王よりも長命であったが、平成28年(2016)に満100歳で亡くなつたので、百合子妃が宮家を預かり、悠仁親王妃信子(その長女)千秋、次女千鶴(千鶴)は三笠宮家に入つた。

### 【昭和天皇の宣宮】

奈良市にある歌枕の地「伏御」にちなんで命名。令和元年(2019)5月、兄の即位により皇位繼承第1位で「皇嗣」となる。第一男子悠仁親王が第二位。悠仁親王の姉に眞子、佳子の二内親王がいる。

〔米田・小田部〕

### 【皇室コラム】

#### 【近現代の皇族の日記】

日本から明治にかけて皇族の日記が数多く現存する。たとえば有栖川宮憲仁親王の日記(明治4年(1871)・9年(1876)・15年(1882))、一四代將軍徳川家茂に嫁いだ和宮親子内親王の「御室御内親王日記六冊(明治1年(1868)・6年(1873)・久邇宮朝彌親王の三〇冊(天保13年(1842)・14年(1843)・文久2年(1862)・元治元年(1868)・慶應2年(1866)・明治元年(1868)・5年(1873)・14年(1882))、有栖川宮憲仁親王の「一〇〇冊(明治元年(1868)・28年(1896))、同威仁親王の「三六冊(明治12年(1879)・4年(1883))などである。なお、近くは高松宮宣仁親王の日記(大正10年(1921)・昭和22年(1947))や栗本清伊藤子妃の日記(明治32年(1909)・昭和51年(1976))が刊行されている。

〔所〕

## [29] 宮家皇族の増大対策

幕末維新期には、伏見宮、有栖川宮、桂宮、閑院宮の四親王家のほかに、青蓮院宮、勧修寺宮、仁和寺宮などの宮門跡が次々と通俗化し、官家の数が急増した。この間、皇族の出家も禁じられ、皇族や公家の子弟は僧侶とせず、力量次第で政治に参与させる方針が定まった。

こうした結果、四親王家以外の新たな通俗親王家が増大することとなる。これを抑えるため、新官家の嫡子以下は臣籍降下させることとして、慶応4年（1868）4月15日に「親王・諸王の別、皇族の世数及び賜姓の制」を定め、明治3年（1870）12月10日には「桂・有栖川・伏見・閑院の四親王家の外、新たに建てし親王家は凡て一代に限り、一代よりは姓を賜ひて華族に列せしむ」との布告を発した。

ところが、一代皇族たちは漸次、勅旨により特例として官家の継承が許され、いわゆる「旧宮家皇族（重官ではない宣下親王による官家）」を構成していった。しかも、明治22年（1889）の旧「皇室典範」「制定までは養子相続も容認されており、新たに設置された官家の当主の多くが、伏見宮邦家親王の実系の子弟たちで占められる結果となつた。

臣籍を離下せる回数に如意してない旨もあり、臣籍会議では採決されなかつた。やむを得ず、波多野は、回答を帳簿顧問官の會議で可決し、皇族會議でも質問はあつたが異見はなかつたとして、大正天皇に施行を奏請した。こうして同9年（1920）5月19日、「皇族の陛下に関する施行準則」が内規として制定された。

旧「皇室典範」増補 旧典範は、明治22年（1889）の発布から昭和22年（1947）の廃止までに、一度「増補」という形で原則が部分修正されている。一度目は明治40年（1907）2月11日の情願による臣籍降下。二度目は大正7年（1918）1月28日で、皇族女子の朝鮮王公族への降嫁を認めめた。これにより、梨本宮守正王の長女・方子女王は李垠（イ・イン）と結婚した。皇族の陛下に関する施行準則と並んで制定された臣籍降下のための内規。これにより、長子孫の系統で伏見宮邦家親王の四親等以内をのぞくすべての王は、成年に達すると華族に降下することとなつた。すなわち、当時の旧宮家皇族家（うち久邇宮、竹田宮、梨本宮、柳沢宮、東久邇宮など）の当主は伏見宮邦家親王の子を一世とした。世にあたり、その曾孫の世代以後は長子孫の系統でも、爵位を繼承しない限り消滅することが必定となつたのである。そして、戦後の皇籍離脱で王の身分を失つたものは、みな四

こうした圓明洋天皇の実系から遠い皇族の拡大を抑制しようという動きは、田典範の側定過程中に顯著にみられた。明治15年（1882）12月18日、宮内省に「岩倉具視を總裁として内規取扱局が設置され、皇族内規が立案されるが、その初案に、「皇兄弟皇子を親王」「親王より四世までを皇親」「七世までは仍て王名を付するも皇親の限にあらず」「八世に至り公爵に列す」などとあり、皇族の範囲と華族への降下が規定されている。田典範側定当時、皇族男子の臣籍降下についての明確な条文はなかつたが、明治40年（1907）2月11日に定められた旧「皇室典範」増補第一条で、「王は勅旨又は情願に依り家名を賜ひ華族に列せしむることあるべし」とし、王なる皇族の臣籍降下の道が明記された。しかし、同増補では、王にその意思がない場合は降下を免れていた。

そこで、大正7年（1918）、宮内大臣波多野敬直は、「皇族が多すぎることは皇室の尊厳や皇室財政上「喜ぶべきに非ず」との考えから、帝室制度審議会に臣籍降下の準則の立案を求め、「皇族の陛下に関する施行準則」を提出した。同案は、枢密院で修正可決されたが、皇族の中には自分たちの

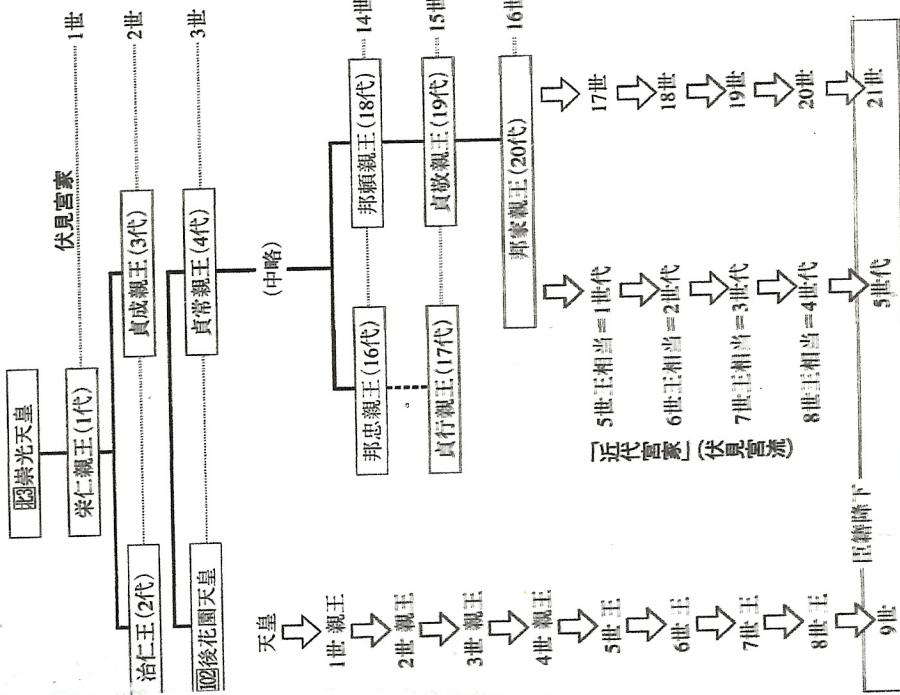
世以内であり、皇籍離脱をして「官家を含む伏見宮系」三官家は、皇籍離脱がなかつたとしても嗣子がなく断絶するか、降下するかの運命にあつたのである。しかも、田典範増補第一條で「降下した皇族は即ち華族に復する」とはできなくなつていて。戦後の皇籍離脱後に生まれた現在の皇族の本筋は、生まれた時から皇族ではなく、「皇族に復する」という表現も正しくないことになる。

戦前の臣籍降下 菩の身分を失つて臣籍に下ること。「大日本帝国憲法」下では族男子の場合は、爵位を得て「賜姓華族となることが多い。族女子は、華族との婚姻による降嫁が多い。なお、田典範で臣籍降下した皇族男子は以下の「六名」である。旧「皇室典範」側定以前では、明治21年（1888）の伏見宮邦家親王五男（伯爵・清麿家教）、明治30年（1907）の北白川宮能久親王五男（伯爵・荒方之）と同六男（伯爵・上野正雄）の二名。旧「皇室典範」増補側定による降下は、明治40年（1907）の北白川宮能久親王四男（侯爵・小松厚人）の一名であつた。その後、大正9年（1920）の「皇族の陛下に関する施行準則」により、漸次、山階宮鶴麿王二男（侯爵・山階方廣）、同三男（侯爵・寛済）、同四男（伯爵・鹿島義泰）、同五男（伯爵・萬葉）、久邇宮邦彦王二男（侯爵・久邇邦久）、同三男（伯爵・東久邇英）、伏見宮博恭王三男（侯爵・英治）、

爵華頂博信<sup>1</sup>、同四男（伯爵伏見恵英<sup>2</sup>）、朝香宮鳩彌王三男  
(侯爵源田義常<sup>3</sup>)、東久邇宮稔彦王三男(侯爵源田義常<sup>4</sup>)、久

の二名が成化に達して後に降下した。

「小田部」



「皇族の降下に関する施行準則」では、「(上)の臣下の眷属」では、「現在の宣下親王の子孫、現に官房を有する上の子孫、並で四世以上以内を除く」 「現に兄弟及びその子孫にこれを準用する」とされており、長男系統のみ8世王までを皇族とし、9世から臣下の子孫が行われることになった。ただし近代に入ると次々と立てられた久邇宮、山階宮、小松宮、華頂宮、黎本宮、北白川宮、賀陽宮、東久邇宮、朝香宮、竹田宮、邦家親王の子孫で占められていた。

「代官家」は、いずれも当時伏見宮16世(20代)邦家親王の子を一世とし、実系によりこれを算す」によって、邦家親王の子を一世代目、つまり5世王相当とした。なし、その4世代以内(伏見宮20世と同等世代まで)を皇族として扱うこととした。これによつて近代の諸宮家は伏見宮21世と同等世代からすべて臣下に降下することになつたのである。

※「皇室典範に議會會議報告書」より作成

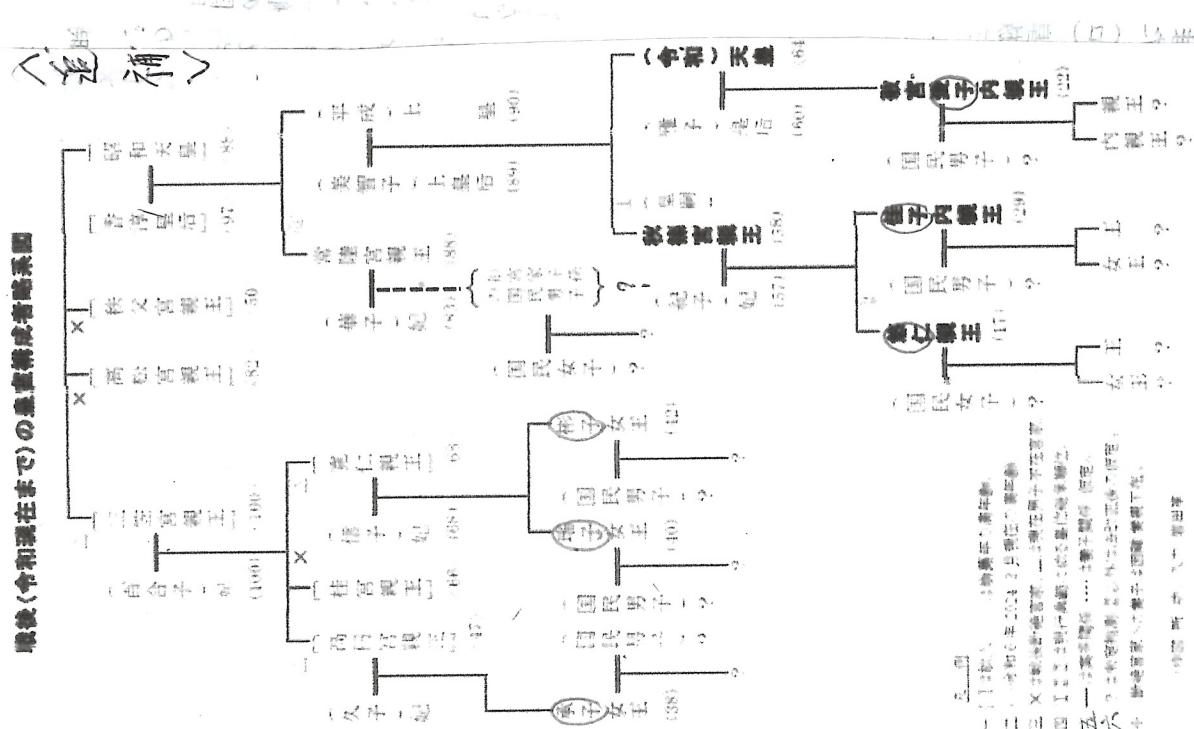


表1 皇族の降下に関する施行準則